

◇ 小ホール 初回利用者免除使用料

(単位:円)

区分		使用時間		午 前	午 後	夜 間	全 日
				(9:00~12:00)	(13:00~17:00)	(18:00~22:00)	(9:00~22:00)
入場料を徴収しない場合		平 日	準 備	3,648	6,489	8,883	17,199
			本 番	5,211	9,270	12,690	24,570
		土・日 休 日	準 備	5,172	9,513	13,482	25,641
			本 番	7,389	13,590	19,260	36,630
入場料を徴収する場合	入場料が1,000円以下の場合	平 日	準 備	3,648	6,489	8,883	17,199
			本 番	5,481	9,720	13,320	25,740
		土・日 休 日	準 備	5,172	9,513	13,482	25,641
			本 番	7,758	14,220	20,250	38,520
	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	平 日	準 備	3,648	6,489	8,883	17,199
			本 番	5,742	10,170	13,950	26,910
		土・日 休 日	準 備	5,172	9,513	13,482	25,641
			本 番	8,127	15,030	21,240	40,320
	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	平 日	準 備	3,648	6,489	8,883	17,199
			本 番	11,250	20,070	27,630	53,010
		土・日 休 日	準 備	5,172	9,513	13,482	25,641
			本 番	16,020	29,520	41,760	79,470
	入場料が5,001円以上の場合	平 日	準 備	3,648	6,489	8,883	17,199
			本 番	14,850	26,280	36,000	69,390
		土・日 休 日	準 備	5,172	9,513	13,482	25,641
			本 番	20,880	38,610	54,630	103,860
練習を目的として		平 日	1,563	2,781	3,807	7,371	
使用する場合		土・日 休日	2,217	4,077	5,778	10,989	
楽屋	第 1 楽 屋		2,750	2,750	2,750	6,990	
	第 2 楽 屋		2,750	2,750	2,750	6,990	

- (注) 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当りの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とします。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日です。
- 3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。
- 4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。
- 5 準備・練習又は後片付けのために使用する場合の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の70%に相当する額です。
- 6 練習を目的として使用する場合(引き続き練習以外の目的で使用する場合及び引き続き、又は同時に練習以外の目的で大ホールを使用する場合を除く。)の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の30%に相当する額です。
- 7 新潟県民会館管理細則第6条第6項イで定める芸術文化団体で、自ら実演等するために主催する芸術文化に関する催物で使用する場合(ただし、新潟県民会館ホール調整実施要領又は新潟県民会館ギャラリー調整実施要領により使用日を決定する催物及び実行委員会形式により開催される催物で使用する場合は除く)は、施設使用料の90%に相当する額とします(楽屋を除く)。ただし、学校主催免除に該当する場合は適用しません。
- 8 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。